

第 2 1 号議案

ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立図書館条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表ふじみ野市立大井図書館の項位置の欄を次のように改める。

ふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号

第 5 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日

第 7 条の見出し中「及び利用」を削り、同条中「、大井図書館に会議室及び研修室を」を削る。

第 8 条中「、展示コーナー、会議室及び研修室」を「及び展示コーナー」に改める。

第 1 3 条第 2 項中「第 1 2 条第 1 号」を「前条第 1 号」に、「、第 1 2 条」を「、前条」に改める。

別表ふじみ野市立大井図書館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 3 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立大井図書館の移転に伴い、同施設の位置及び休館日の変更等を行うため、ふじみ野市立図書館条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。